

○改定の背景

- ◆ 被災市区町村社会福祉協議会では、被災者の支援の必要性を感じながら、新型コロナウイルス感染を懸念し、応援職員の派遣要請を躊躇したり、専門的な知識を有する外部支援者の支援を受け入れられなかった。このことにより、被災者支援範囲の限定、支援活動の長期化などが発生するとともに、被災地からも一律に制限することへの疑問が被災地からもあがった。
- ◆ また、この間被災地の災害ボランティアセンターでは、感染拡大防止にあたり、ICTを活用するなど事前登録などの工夫が行われ、効果をあげた。
- ◆ 国では、ワクチン接種がすすむとともに、ワクチン検査パッケージを示すなど感染リスクを低減しつつ、支援活動を実施する方向が示された。



○改定版のポイント

- ◆ 災害ボランティアセンターの設置を迅速に判断し、感染防止策を施しながら適切に運営するため、社会福祉協議会は、行政と協議し、**発災前に必要事項について考え方を整理しておく。**
- ◆ 社会福祉協議会は行政とともに、そうした考え方のもと、**発災時、災害ボランティアセンターの設置を迅速に判断し、運営する。**
- ◆ 被災市区町村社会福祉協議会においては、必要に応じて、躊躇なく、応援職員等の派遣要請を行う。
- ◆ **災害ボランティアの募集範囲、人数、災害支援活動に専門性を持つNPO等の受け入れについては、ワクチン検査パッケージ制度の内容、被災者のニーズや意向等を踏まえ、一律に制限せず、市区町村行政や都道府県行政と協議した上で、決定する。**
- ◆ 災害ボランティアセンターの運営者は、市区町村内の社会福祉法人・福祉施設、NPO・ボランティア、学生、企業等地元の関係機関・団体などの協力により運営できるよう、災害発生前に調整する。
- ◆ 災害ボランティア活動を実施するに際しては、**感染拡大防止策を徹底する。**また、ICTを活用した事前登録などの工夫を図る。